

令和8年度

こども園入園にかかる認定申請の受付について

令和8年4月からこども園に入園に必要な「認定証」の発行にかかる申請を受け付けます。

入園を希望される場合は、受付期間中に申請書及び添付書類をご提出ください。（仕事の都合等で他市町の認定こども園等に入園を希望される方は、役場福祉係窓口にご相談ください。）

【募集児童の年齢及び定員】 ※令和8年4月1日時点の年齢です。

1号・新2号…幼稚園入園児童 2号…3歳以上の保育園入園児 3号…3歳未満の保育園入園児

◇定 員（認定こども園 こどもの杜）

0歳…5名 1歳…10名 2歳…12名 3歳…16名（1号…3名、2号…13名）

4歳…17名（1号…2名、2号…15名） 5歳…17名（1号…2名、2号…15名）

【入園の資格】

◇1号認定（教育標準時間認定）の場合…事由不問

◇新2号認定（教育標準時間認定＋施設利用給付認定）の場合

①保護者が就労しているため。

保護者それぞれが就労しており、どちらかの就労時間が月120時間以上、どちらかの就労時間が月64時間以上の場合。

②保護者自身に病気や障がいがあり、子の監護が難しい場合。

③同居親族の介護のため。

④就労に係る就学や職業訓練のため。

⑤求職活動、起業準備のため（期限有）。

⑥妊娠や出産のため（期限有）。

⑦子に対し虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがある場合。

※幼児教育・保育の無償化制度により新設された認定区分です。詳細は別紙をご覧ください。

◇2号・3号認定（保育認定）の場合

※「標準時間」と「短時間」の2つの認定種類があります。保育時間や利用料に違いがあります。

①保護者が就労しているため。

保護者それぞれの就労時間が月120時間を超える場合は「標準時間」、どちらかの就労時間が月64時間以上120時間未満の場合は「短時間」の認定となります。

②保護者自身に病気や障がいがあり、子の監護が難しい場合。

③同居親族の介護のため。

④就労に係る就学や職業訓練のため。

⑤求職活動、起業準備のため（期限有）。

⑥妊娠や出産のため（期限有）。

⑦子に対し虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがある場合。

【登園時間】

◇平日・土曜日 8時30分～

【降園時間】

◇1号・新2号…14時00分 ◇2号・3号…標準時間18時30分、短時間…17時00分

【登録保育】※無料

◇朝 1号～3号共通（新2号を含みます） 7時30分～8時30分

◇夕方 2・3号の標準時間認定のみ 17時00分～18時30分

【預かり・延長保育】※有料

◇1号・新2号… 14:00～17:00

◇2・3号（標準時間）…18:30～19:00 （短時間）…17:00～17:30

【申請書受付期間】

◇令和7年11月4日（火）～令和7年12月12日（金）

※令和8年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は1月

にお知らせします。

【申請書の備付場所及び受付場所】

- ◇津別町役場 保健福祉課福祉係6番窓口 8時30分～17時15分（12時～13時除く）
◇認定こども園 こどもの杜 月～金 7時30分～18時00分
土 7時30分～12時30分

【申請時に必要な添付書類】

※添付書類を含め必要書類が揃わない場合、受付、書類の預かりはできません。

◇1号（幼稚園）での認定を希望する場合

- ①勤務（就労）証明書（生計の主となっている保護者の方の証明をもらってください）

◇新2号（幼稚園）での認定を希望する場合

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・3号）

※本申請書類には添付しておりません。役場 保健福祉課福祉係6番窓口にて申請書をもらってください。

- ②就労証明書（父母、及び家計の主宰者が父母以外の場合、その者の分も提出）

※2人以上の児童の申請の場合、各1枚提出。不足の場合はコピーして使用してください。

- ③申立書…就労以外で児童を監護できない理由がある場合に添付書類とともに提出が必要。

◇2号・3号（保育園）での認定を希望する場合

- ①就労証明書（父母、及び家計の主宰者が父母以外の場合、その者の分も提出）

※2人以上の児童の申請の場合、各1枚提出。不足の場合はコピーして使用してください。

- ②申立書…就労以外で児童を監護できない理由がある場合に添付書類とともに提出が必要。

※「家計の主宰者」について

父母が、他の同居家族（祖父母など）の扶養親族（地方税法上）である場合や、扶養親族に該当となる程度の収入（103万円以下）の場合は、家計の主宰者が他の同居家族となる場合があります。この場合、利用料の判定は、家計の主宰者である他の同居家族の市町村民税所得割を勘案します。

【利用料】令和7年11月4日現在 ※制度の改正により変更になる場合あり

1号・新2号		2・3号 階層区分	2号		3号	
階層区分	利用額（円）		標準（円）	短時間（円）	標準（円）	短時間（円）
第1 生活保護	0	第1 生活保護	0	0	0	0
第2 市町村民 税非課税世帯及 び所得割非課税 世帯	0	第2 市町村民 税非課税世帯	0	0	0	0
第3 市町村民 税 所 得 割 77,101円未満	0	第3 市町村民 税 所 得 割 48,600円未満	0	0	11,700 [5,350]	11,400 [5,200]
第4 市町村民 税 所 得 割 211,201円未満	0	第4 市町村民 税 所 得 割 97,000円未満	0	0	18,000 [5,400]	17,600 [5,200]
第5 市町村民 税 所 得 割 211,201円以上	0	第5 市町村民 税 所 得 割 169,000円未満	0	0	26,700	26,100
■令和8年度中に3歳になった 場合、3号は2号へ区分変更と なりますが、利用料は無償とな りません。（3号区分の利用料の 適用となります。） ■4～8月は令和7年度町民税 所得割、9～3月分は令和8年 度町民税所得割を基に保育料を 算定します。		第6 市町村民 税 所 得 割 301,000円未満	0	0	36,600	35,800
		第7 市町村民 税 所 得 割 397,000円未満	0	0	40,000	39,200
		第8 市町村民 税 所 得 割 397,000円以上	0	0	45,000	44,100

- 1) []内は、ひとり親世帯、在宅障がい児・者（手帳保持）のいる世帯等の額。
- 2) 多子軽減 5階層以下の世帯の第2子以降の児童は「0円」となります。
- 3) 多子軽減 小学校6年生までの児童がおり、こども園へ入園する児童が第2子の場合は、上記金額の半額、第3子の場合は「0円」となります（所得360万円以下及びひとり親等世帯は「小学校6年生までの児童」を撤廃）。

【その他】

- ・審査により希望する認定区分とならない場合があります。

【新2号認定について】

幼児教育・保育の無償化制度により新設された認定区分です。

幼稚園（教育標準時間認定）を利用しながら、預かり保育の利用料が無償となります。

利用料の無償化が受けられる金額は、最大で月額 11,300 円（日額 450 円）までです。

【利用料の無償化イメージ】令和7年11月4日現在 ※制度の改正により変更になる場合あり

預かり保育 利用日数	預かり保育 利用時間	無償化の対象額 日額 450 円×利用日数	※認定こども園 こどもの杜の場合	
			通常の預かり保育料 （1号認定の場合）	保護者負担額 （新2号認定の場合）
※例 10日	3時間／日	4,500 円 （450 円 × 10 日）	4,000 円	0 円
10日	6時間／日	4,500 円 （450 円 × 10 日）	8,000 円	3,500 円
15日	3時間／日	6,750 円 （450 円 × 15 日）	6,000 円	0 円
15日	6時間／日	6,750 円 （450 円 × 15 日）	12,000 円	5,250 円
20日	3時間／日	9,000 円 （450 円 × 20 日）	8,000 円	0 円
20日	6時間／日	9,000 円 （450 円 × 20 日）	16,000 円	7,000 円

◇新2号認定に関するQ&A

Q1. 対象となる子どもの年齢は？

A1. 1号認定と同様、3歳から5歳のお子さんが対象となります。

Q2. 2号認定（保育認定）とは何が違うの？

A2. 1号認定と同様、教育標準時間での認定となるため、保育カリキュラムの「お昼寝」の時間がありません。お昼寝が苦手など、お子さんの状態に合わせて利用することができます。

Q3. 申請の方法は？

A3. 1号認定や2・3号認定の申請の際にご提出いただく「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」のほか、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」の提出が必要となります（申請書は、役場 保健福祉課福祉係6番窓口にあります）。

申請書をご提出の際、保護者それぞれの「勤務（就労）証明書」、個人番号利用同意書、申立書（※就労以外でお子さんを監護できない場合に、添付書類とともに提出が必要）も併せてご提出いただく必要があります。詳しくは、役場 保健福祉課福祉係または認定こども園へお問い合わせください。

お問い合わせは

役場 保健福祉課 福祉係

77-8381（直通）